



○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年12月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯田インターショッピングプラザ
キラヤ伊賀良店 クスリのサンロード飯田店
飯田市北方880ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)キラヤ
飯田市松尾上溝3090-1
(株)クスリのサンロード
山梨県甲府市塩部4-1-13

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者の氏名	住 所
(株)キラヤ	代表取締役 赤羽宏文	飯田市松尾上溝3090-1
(有)梅野屋呉服店	代表取締役 原田州康	下伊那郡高森町下市田2964

(変更後)

小売業者名	代表者の氏名	住所
(株)キラヤ	代表取締役 赤羽宏文	飯田市松尾上溝3090-1
(有)梅野屋呉服店	代表取締役 原田州康	下伊那郡高森町下市田2964
(株)クスリのサンロード	代表取締役 樋口俊英	山梨県甲府市塩部4-1-13

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
1,481㎡	2,255㎡

(3) 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
146台	172台

位置については、届出書に添付された図面のとおり

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前	変更後
10台	30台

位置については、届出書に添付された図面のとおり

(5) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前	変更後
68㎡	125㎡

位置については、届出書に添付された図面のとおり

(6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前	変更後
12㎡	18㎡

位置については、届出書に添付された図面のとおり

(7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
(株)キラヤ	午前10時	午後8時

(変更後)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
(株)キラヤ	午前10時	午前0時
(株)クスのサンロード	午前10時	午後8時

(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分から午後8時30分まで	午前9時30分から午前0時30分まで

(9) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前	変 更 後
2	4

位置については、届出書に添付された図面のとおり

(10) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前6時から午後6時まで	午前6時から午前0時まで

4 変更する年月日

3の(7)及び(8)については、平成14年11月18日

その他については、平成15年7月9日

5 届出年月日

平成14年11月8日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年12月2日から平成15年4月2日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)

様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年12月2日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友茅野横内店
茅野市ちの字本田2622-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の所在地
(変更前) 茅野市横内土地区画整理事業地4区画3 ほか
(変更後) 茅野市ちの字本田2622-1 ほか
- 4 変更した年月日
平成14年10月30日
- 5 届出年月日
平成14年10月30日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年12月2日から平成15年4月2日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年12月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友茅野横内店

茅野市ちの字本田2622-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の収容台数

変更前	変更後
279台	226台

(2) 駐車場の自動車の出入口の位置

届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成15年7月1日

5 届出年月日

平成14年10月30日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年12月2日から平成15年4月2日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年12月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエストプラザ長野

長野市大字南長野末広町1355-5

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ウエストプラザ長野

長野市大字南長野末広町1355-5

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,081㎡

(変更後) 2,051㎡

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
(株)平安堂	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

4 変更する年月日

平成14年11月19日

5 届出年月日

平成14年11月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年12月2日から平成15年4月2日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年12月2日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友埴生店・ドラッグてらしま更埴店
更埴市寂蔭522-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
寺島薬局(株)
つくば市天久保2-17-5
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
西友更埴南店・ドラッグてらしま更埴南店	西友埴生店・ドラッグてらしま更埴店

- 4 変更した年月日
平成14年10月14日
- 5 届出年月日
平成14年11月8日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年12月2日から平成15年4月2日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成14年12月2日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
長野そごう
長野市問御所町1206
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
破産者(株)長野そごう
破産管財人弁護士 宮澤建治
長野市妻科422
- 3 廃止前の店舗面積の合計
16,875平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 廃止する日
平成14年10月11日

産業振興課

○公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

平成14年12月2日

長野県知事 田 中 康 夫

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
裾花川水系漁業協同組合 下伊那漁業協同組合	長野市中御所3-14-10 飯田市松尾明7499	内共第3号 内共第6号

2 変更の内容

(1) 裾花川水系漁業協同組合の第5条の表中

「 鬼無里村曲尾の濁川との合流点から下流 約100メートルの砂防堰堤より上流の裾 花川本流及び支流 平成12年3月第3日曜日 から 平成15年3月第3日曜日 解禁 まで 」	を
「 鬼無里村濁川の本流及び支流 周年 」	に

改める。

(2) 下伊那漁業協同組合の第5条の表中

「 本谷川支流洞沢 下伊那郡阿智村智里京平（ヘブンス園原） 遊歩道脇の第1沈殿池上流端より、下流湯 洞沢本流との合流点に至る区域 周年 」	を
「 本谷川支流洞沢 下伊那郡阿智村智里京平（ヘブンス園原） 遊歩道脇の第1沈殿池上流端より、下流湯 洞沢本流との合流点に至る区域 周年 」	に
「 谷沢川 飯田市千代の山中橋橋台下流端より上流の区域 周年 」	

改める。

3 変更後の遊漁規則の施行日

- (1) 裾花川水系漁業協同組合については、平成15年3月17日
- (2) 下伊那漁業協同組合については、平成15年1月1日

園芸特産課

○公 告

平成14年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成14年12月2日

長野県知事 田 中 康 夫

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,998.84 ^{ha}
	土砂流出防備保安林	82.99
千曲川中流(小県郡、上田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,596.38
	土砂流出防備保安林	54.06
千曲川下流(更級郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、更埴市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,762.47
	土砂流出防備保安林	295.26
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,897.96
	土砂流出防備保安林	516.80
天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,052.85
	土砂流出防備保安林	785.86
木曾谷(木曾郡)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,054.58
	土砂流出防備保安林	267.18
中部山岳南部(東筑摩郡、南安曇郡、松本市、塩尻市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,687.95
	土砂流出防備保安林	675.26

中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、八坂村及び美麻村、大町市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	198.02
	土砂流出防備保安林	108.60
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源かん養保安林	312.42
	土砂流出防備保安林	68.61
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡清内路村3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
下伊那郡上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
東筑摩郡明科町大字光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡波田町字立挾8899ほか2筆	保健保安林	3.42
東筑摩郡坂井村字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
南安曇郡豊科町大字光1214ほか1大字19筆	保健保安林	3.78
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穏7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林保全課

○公 告

南佐久郡八千穂村による本郷地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供する。

平成14年12月2日

長野県佐久地方事務所長 篠原 寿人

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成14年12月3日から平成15年1月7日まで

3 縦覧の場所

南佐久郡八千穂村役場

土地改良課

○公 告

次のとおり落札者を決定した。

平成14年12月2日

長野県体育センター所長 二木 秀一郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

スポーツ情報ネットワーク及び体力測定診断システム一式

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

- (1) 名 称 長野県体育センター
- (2) 所在地 松本市大字今井3443

3 落札者を決定した日

平成14年9月26日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名 称 東日本電信電話株式会社長野支店
- (2) 所在地 長野市新田町1137-5

- 5 落札金額
1月当たりの賃借額 2,781,450円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成14年8月15日

体 育 課

○公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成14年12月2日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲
別表のとおりとする。
- 2 講習科目及び時間数

講 習 科 目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時 間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時 間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこ

と。)納付すること。

4 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	1月8日(水)	午後1時から 午後4時まで	須坂会場	北 信
	1月15日(水)		伊那会場	南 信
	1月22日(水)		佐久会場	東 信
	1月29日(水)		松本会場	中 信

生活保安課